

岩波
講座

日本文学史 第十六卷 一般項目

文体の変遷

池上 禎造

岩波書店

文
体
の
変
遷

池
上
禎
造

目次

一 はじめに	三
二 漢文とその流れ	六
三 和文	一六
四 和漢の混淆	二二
五 擬古と俗	二四
六 明治普通文と言文一致	二七
七 おわりに	三〇
参考文献	三三

一 はじめに

「文体」という語は意味するところが広い。したがって、その研究も区々であるが、総じてもっとも遅れている領域である。与えられた題に對して、今わたくしのなし得ることを考えてみよう。

文体とは読んで字のごとく「ふみのすがた」であるとして、古体・中古体・近体などの分類を行うことは近世後半期から見られ（伴蒿蹤『国文世々の跡』、さらにもっと文章の形式に即した名が採られるようになって、坪内逍遙『小説神髓』（明治十七年）の雅文体・俗文体・雅俗折衷文体などはよく知られている。これを現代に及ぼすならば、講義体・兵語体・口上体・会話体（谷崎潤一郎『文章読本』昭和九年中央公論社）といったことにもなるであろう。もっとも外面的には、表記法に即した、宣命体とか仮名文体とかいった分け方もあり、一方では修辭学からの、雄健体とか華麗体とかいうこともあった。かようなひろがりをもつけけれども、結局は「文体」の語を借りてきたその本国の用法につながるものである。すでに六世紀ごろにできた『文心雕龍』以来、この方面の著述は少なしとしない。ことに明代にできた『文体明弁』は八十四巻という大部ながら、和刻の版を重ねている。これらの分類ははなはだ細かいものであるから、日本の文体を説くのに直に借り用いるわけにはゆかなかったが、考え方としては同じ方向のものであった。こちらで、宣命体とか仮名文体とかいう表記法に即した分け方までされるのは、あちらのものの皮相的な模倣でなかったろうか。あちらでは、字はすなわち語であるから、用字法や字数という形式の面も、リズムを始め、もっと内容的なものにつながるが、こちらではただの外形にすぎないことも多い。宣命書きのごときは、別個の意味はもち得ても、内容的な意味はもたないだろう。

ところが、西洋では今世紀に入ってから style というものに対する言語学者の組織的な研究が目立ってきた

て、昭和の十年ごろからその紹介や日本文学作品についての実演が試みられるようになった。stylistique に対し「文
体論」の訳語がおちついたのもこのころである。ここでは、従来の類型的な、あるいは修辭学的なものでなく、個人
の特性が問題になる。あたかも少し前から学界に大きな影響を与えだしたジュネーヴのソシユールの用語にしたがえ
ば、従来の文体はラングの問題に属するのに対し、これはパロールの問題に属すると見られる。文法のような一つの
型に関するのではなく、幾通りもの表現があり得る場合においての特定個人の一つの選択が対象になる。もちろん、
若い学問であるから具体的方法については学者によってさまざまであることは、わが国における開拓者の著書や編訳
書が『文章心理学』（波多野完治著 昭和十年 三省堂）、『言語美学』（フォスラー著 小林英夫訳 昭和十年 小山書店）であるこ
とに象徴されるが、個人あるいは一作品に関するものであることはかわらない。

したがって、現在では文体といえば後者の意味に解することが多くなりつつある。しかも、この用法の中でも、立
場や方法の混沌たるためか、共通の話しの場合はかならずしもてないようである。文芸雑誌の座談会の速記などで見
られる作家や批評家の用いる「文体」という語と、言語学者の用いる場合とはまだ隔りがあることがある。同じく
文体論といっても、記述的・客観的であろうとする立場と、現象に解釈を加えてその個人の性格や背景と結びうす
る立場とは随分ちがった姿を呈するだろう。後者は文芸批評に方法を与えるものとしても期待されるが、演繹的
なり、わるくすると作文に墮する恐れもはらんでいる。

ところで、それら特定個人について考えるにあたり、その活動した同時代の国語の状態は、ようやく大分わかるよ
うになってきたというのが国語史研究の現状であって、しかもその国語史とは口語史だから、もう一つ文語史が用意
されないと個人の作品との間にすきまがあるはずである。もちろん、国語史の資料としてそういう作品をも使うの
から循環するわけで、文語史ができるまで文体には手がつけられないという意味ではない。この文語史なるものは、
提唱されはしたが実践を試みたものは断片にとどまる。これは、従来の意味での類型としての文体とはやや遠く、む

しろ新しい意味での文体における個人を超えて時代、ある特徴を見ようとするものである。すでにいくつかある文章史に、こういう観点を加えてみれば、今すこし個人に近づき得るかと思うのである。

さて、最後に近刊の手近な一書から文体の定義を引こう。

文体とは、話し手または書き手の、本性または意図によって決定される表現手段の選択から結果する叙述の様相である。(P. Guiraud, *la stylistique*)

これは文庫ク・セ・ジュの一冊として一九五四年に出てこちらにもたくさん来ているが(邦訳はまだない)、「話し手」という語があることに注意せねばならない。話し言葉にもスタイルはあるわけである。この、言語の内面へ向う趨勢に対照的に、わが国では用字法という外形に走りがちであったことは考えてみねばならない。今日なお正書法のない幅の広い用字習慣の中では「選択」が自由で、まして日本人は語よりも字に意義を托する習慣がつよい(例、固有名詞の字面)から、これも文体の問題に違いない。ただ、文体を特徴づける諸要素の中でどの程度の重みをもつかが、残された問題なのである。また本書の中では詩も扱われていて散文に限らない。これは一般の大勢のようであるが、日本語の文体という語はいささか具合がわるい。少なくとも「文」にひかれて範囲を狭めない用意だけはあると思う。にもかかわらず本稿は、従来通り、書かれた散文に限ることをとわねばならない。また、個を志向するといいいながら、従来通り、類型にとどまるであろう。これすべて上述のようなこの学問の現状から考えてのことである。

二 漢文とその流れ

1 漢 文 体

われわれの祖先が最初に接した文字は漢字である。いわゆる神代文字は一部狂信者の作りごとにすぎないが、漢字以前に全く何もなかったということには納得のゆかない人もありそうである。そこにたとえば、縄を結ぶとか、若干の線や何かでしるしをつけるといった、記憶文字や絵文字ぐらゐは想像してよいかも知れない。こういうものは後世まで残ることがまれであるから実証はできないし、その働きの事がただけを伝えるにとどまり言語をあらわさないから、文字史の上では文字以前に位置させられる。結局、文字らしい文字は漢字が初めなのであるが、最初は外国語として読み、ついで外国語として書くことになる。いわばディレクトメソッドである。外国語として書くということとは、日本語の側から言えば、事がただけを表現することだから、右の絵文字や符号の段階ということになる。こういう意味での漢文は、いくら日本人によって作られても、日本の文体を述べる時に取上げる必要はない。具体的にそういうものかそうでないものとを区別することはできないし、太古において文筆のことにあずかるのは帰化人やその子孫だったから事情は更に複雑だろうが、考えの筋道としてまず言うまでである。

実際に今日見られるものは六世紀末、推古朝からであるからかような心配はいらない。漢籍渡来に関する記事初出の応神朝を何年ごろに比定するかは問題があるが、その記事からみてさらにずっと以前から漢字の渡来が想像されている。したがって推古朝などには相当自由に使いこなせた段階にあると考えられる。すなわち、一旦漢文の習得に熟すれば、かりにディレクトメソッドのようなことは一方にあるにしても、他方では翻訳が行われるはずである。換

言すれば訓読ということが当然考えられる。訓というものは今日のような固定はなかったろうが、ある漢語にある日本語が並べて思いうかべられるわけである。したがって漢文を作るときも、日本語が先にあって作られ、でき上ったものは訓読することができる。こうしてできた漢文の中には、文法上は正しくても、日本語的発想のものもまじってくるが、今日われわれの外国語作文の例などから思い合わされる。一方において、漢字を借りて日本語を純粹にあらわす万葉仮名がすでに生れていることが、当時の言語生活における漢文の位置をもっともよく語っているのである。

したがって、推古朝からの漢文は、日本人の文章の一つとして最初にあげねばならないものである。ただ残念ながら、当時の読み方がはっきりしないので具体的考察には困難が多い。しかし、かように古くから、しかも後世まで、漢文が文章の本格的なものとして重要な位置にあったことは注意せねばならない。こちらで生み出された仮名によって平安文学の花が咲いたのでその方に目をうばわれ易いけれども、わが国の文章の指導的位置は漢文もしくはその一流によって、つい近年まで占められていたのである。ただし、これに關与した人々の数は古くなるほど著しく少なく、大部分の一般人にとっては縁のない世界であったと思われる。なお、従来の文章史においても漢文をたてて、そのくずれた変体漢文と、宣命体と鼎立させてきた。その分類は表記法に重点をおいたもので、ここに述べるのと、結果は似ても、態度は同じでない。

仮名が生まれるまでの文献をみると、まず金石文や文書記録ができ、典籍の編著はやや遅れている。正統の漢文はこれらいづれにもあらわれるが、ことに一部の書にまとめる時は改まった緊張があったかと思われる。金石文はもっとも古くからあり、鏡や刀の銘文から佛像光背の銘や墓碑の銘といった、漢土の文体で「銘」と名づけられる一体にまとまるわけだが、案外正統の漢文が用いられない。文書や記録も実用的性質がつよい。もちろん、隋唐に送られた国書のように『隋書』や『日本書紀』に書き留められた公のものや、『公式令』^{しきりょう}の記載に見えるような公式文書は正格

の漢文であるが、一方にはそうでないものも多い。典籍になるとそれぞれその規範になるものがあつた。聖徳太子の『法華義疏』をとってみれば、これにはまた仏典の注の伝統がある。『万葉集』を編するにあたっては詩集という模型があつたわけである。これは素材が区々であつたが、現に巻五のような形も見られるのである。このときに『日本書紀』が『史記』以下の史書を考えたことも当然である。むしろ『古事記』が型破りなのであつて、それは編者の序に明らかである。風土記に見られる文体の差は、当事者が記録をよせ集めただけのものと、典籍を編むという意図をもつた（常陸のような）のによると解される。仮名が生まれても漢文の地位はゆるがなかつた。平安時代を通じて、国史や公の記録文書はこれを保っている。しかし、日本の漢文学史が教えるように、その道の英才は菅原氏大江氏などだんだん特定の家系の人に限られていった。遣唐使の廃止以後はその傾向はつよまる。その時にあつて『本朝文粹』が編纂されたというのも、単に文運の隆盛をよろこんでよいものかどうか。その中には、専門家に代作してもらつた申文も載っていて、一般の公卿の漢文あるいは文章というものに対する態度をうかがうことができるのである。

2 記録体 甲

『本朝文粹』の編者藤原明衡が、また一方では、書簡文範の祖といふべき『明衡往来』（また『雲州消息』ともいふ）に名をとどめていることはまことにおもしろい。和習を帯びた漢文は推古朝から五百年、今ここに一つの文体としての積極的自覚を示しているのである。さらにこれは、中世に入つて規範的な地位を占めて行われ、『貞永式目』のような法律文にも使われ、多少の変容を加えては近世にもうけつがれてゆく。それ自体が文学作品である場合は少ないが、関係するところは大きい。また、わが国の文献全体からみれば、この文体は量的にも質的にも重大な意義を荷うものである。これは、その文体の外形から「変体漢文」、もっとも多く用いられる文献の種類から「記録体」、あるいはその代表的書籍の名をとつて「東鑑体」などといわれている。本稿では第二のものをを用いることにした。

さきに、文法上は正しくても日本語的発想のまじる漢文といった。それがこの文体的おこる第一歩である。これは作者が未熟のために十分に模し得ないことに始まるだろうが、漢字漢文に馴れるにしたがい、格ははずしても実用に便利であればという方向に進んだ。ここまでくると客観的な特徴がつかまえられるが、初期のものは微妙である。固有名詞が音仮名で「意柴沙加」のように出るのは文体に関係しないが、訓仮名で「小野毛人朝臣」「飛鳥浄御原宮」などであるといささか和習がでる。しかし『日本書紀』にもこういうのはさらにあって、誰もこれを正統の漢文と考えている。もう一歩すすんで「飛鳥浄御原宮治天下天皇」となれば格をはずしたこと明らかである。そこで、よく引用される有名な例文によってもう少し語ろう。

池辺大宮治天下天皇大御身勞賜時歲次丙午年召於大王天皇与太子而誓願賜我大御病太平欲坐故將造寺藥師像作仕奉詔然當時崩賜造不堪者小治田大宮治天下大王天皇及東宮聖王大命受賜而歲次丁卯年仕奉（「法隆寺藥師仏光背造像記」）

用明天皇が御不例の時、五八六年、平癒祈願のため寺と藥師像とを作ろうと誓願されたが、果さず崩御、あとをついで推古天皇と聖德太子が六〇七年完成のことを述べたもの。傍線のうち直線は語序の破格、波線は敬語表現のための特別な用意を示す（両者重なる二か所は直線のみにした）。「太平欲坐」は「平らぎまさむことを欲す」るのであり、その下は「藥師像（を）作り仕へ奉らむと詔り」給うのであって、もっとも複雑な破格になっている。そのかわりにこの字面をつないでゆけば

いけのべのおほみやにあめのしたしろしめしすめらみことおほみみいたづきたまひしとき
といったふうに訓読でたどれそうである。実は、漢文の破格というよりも、日本語を写そうとしたように見える。かと思うと「歲次丙午」といったあちら風のものも続いてくる。いわば和漢の混淆である。

漢文の要素もたしかにあり、その破格がこの文体の第一歩だと言ったが、一方では単に日本語を写すための表記

法にひろげようとするのが従来のゆき方であって、したがって『古事記』もこの文体に属させられている。そうしてかえって、宣命書きは別個の一体として立てられている。しかし古文書の中には宣命体のもものまじっていて、そうでないのと区別できない。しかもたえば

中宮舍人左京七条人從八位下海上国造他田日奉部直神護我下総国海上郡大領司_尔仕奉止申故_波
に始まり父祖の功績から自分にいたり

是以祖父父兄_{良我}仕奉_{郡留}次_尔在故_尔海上郡大領司_尔仕奉止申
（天平二十六年他田日奉部神護解）
と結んだものなど宝龜二年藤原永手薨後太政大臣追贈の宣命（五二）

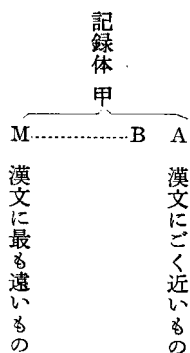
大命坐詔_{久美}麻志大臣_{乃仕奉}来状_{波不}今耳……（祖先歷代の功）……故是以祖等_{乃仕奉}之次_{仁母}有又朕大臣_{乃仕奉}来状_{母勞美}
重美太政大臣之位_{爾上}賜_比授賜時_{爾固}辞申而不受賜_成……

を思わせる構造である。宣命には繰返しなどの文飾があるが、文体としてこの両者を分つことはできない。漢文の破格・記録文書の文・宣命とならべてゆけば『古事記』はもっとも非漢文的な他の端に位するであろう。伝誦的要素を予想するからである。仮名の生まれるまでの記録体については、今のところ正統の漢文以外は皆一つに含めるといふ幅の広い扱方にとどまらざるを得ないが、いわば散文の胎動期と解されようか。一字一音の万葉仮名による正倉院の仮名文書後述も例外ではあり得ない。今のわれわれは字面に敏感であるけれども、当時の人はそれほどではないらしい。『古事記』の歌が『万葉集』に引かれるとき、もとの字はすっかり書きかえられる例もあり（巻二・九〇）、人名は幾通りもの字面をもっている。仮名発生以前の文体を述べるときに、あまり字面に拘泥することは、当時の人の文字意識からして意味がうすいと思うのである。それよりも、早くこの文章を読み解くことが進んで、平安時代の散文へのつながりが見たいものである。

3 記録体 乙

一方、仮名が生まれてからの記録体は、男子の日記を始め多量の残存文献に見られるけれども、内容的には幅がせまくて、一つの文体の類型におさめることに、前代のような不満を感じない。つまり、草仮名や片仮名がそれぞれの使われる社会の伝統を反映する文体を分化したので、前代にきざした一部の要素はそれらの方に発展していつて、こちらの方のまとまりがよくなったわけである。図式化すれば別表のようなことになる。ここにいたって、表記法が

漢文体



(宣命)
(正倉院仮名文書)

漢文体

記録体 乙

仮名文

など未開拓である。なによりも、その文章の読み方が隅から隅までわかっているといえるかどうか。わたくしは、日本人の昔の言語生活の中には、文字に書かれたもののうちで、見て意味を知るだけで読む習慣のないような面があるかと疑っている。たとえば『伊勢物語』を『勢語』というのは漢語風の略しかたとして「セイゴ」という語もあったわけだが、「伊物」と書かれた場合「イブツ」という語があったといえるかということである。もちろん、いつかは「イブツ」と読む人もできたろうが、初めはただ直接にそのもの自体をさしかたと思うのである。この疑いをおして、当時の記録の中には、ただ定まった格通りに字を並べるといった感じの、目で見ただけの要素もありはしないかと思っ

てみたこともあるのである。藤原道長の『御堂関白記』には自筆のものが相当残っていて第一資料として珍重されるが、その用字法は今日の習慣とはよほど違って、今の規準からすれば誤脱に属するものが多いことが知られている。その一面は、今の疑問に關係がありそうでもあるのだが、他の一面では普通による宛字風のものもなかなか多く、それはかえって、読まれるべきことを示すのであり、ここではこの側に立って話を進めてゆく。

さきにあげた法隆寺の『薬師仏造像記』について、漢文としての語序の破格と敬語表現のことを述べたのは、ここでの記録体の特徴としても通用する。敬語表現とは換言すれば、日本語にあってシナ語にないものについて、漢字をその本来の意味以外に、また本来の用法以外にひろげて使ったのである。この文体の典型的なものとしてその名さえもとられることのある『東鑑』は、次期に属するものだが、一例として引いてみよう。

抑今日勝事、兼示変異事非一、所謂及御出立之期、前大膳大夫入道参進申云、覚阿成人之後、未知涙之浮顔面、而今奉昵近之処、落涙難禁、是非直也事、定可有子細歟、東大寺供養之日任右大將軍御出之例、御束帶之下、可令着腹巻給云々、仲章朝臣申云、昇大臣大將之人、未有其式云々、仍被止之。(卷二)

建保七年(承久元)正月二十七日源実朝が害された記事のあとで、この事件(勝事)について二三の前兆があったことを述べた一つ。前大膳大夫覚阿入道が、何となく涙が出るのでただ事ではなく思われるから東大寺供養の前例により、束帶の下に腹巻を着用することをすすめ、文章博士仲章にしりぞけられた話である。一々破格をあげると煩雑になるが、波線の部「コレタダナルコトニアラズ」「ハラマキヲ着セシメ給フベシ」など著しく、「令・被」が敬語の「シム・ラル」に使われるのは普通である。「兼」は「アラカジメ」の意であり、「勝事」は当事の記録によく出る語で『六代勝事記』の名にも見られる。漢文を主にして、それに比べてどうということは大分調査が進んできたが、重要なことは、傍直線のような接続語や言いまわしが重なって一つの文体ができている点である。「抑」のように漢文の発語として普通のものもあり、その和漢をとわず、「サダメテ・ヨッテ」のようなテ止めの副詞接続詞、「……ノゴニオヨビ」

「……ノ例ニマカセ」のような連用止めで副詞的にかかるもの、「トコロ」のような接続助詞、「カ」のような終助詞などが集まってでき上るものは、かなりはっきりした性格をおびてくる。「処」の類の接続にあずかるものは「由・旨・儀・条・趣・間・上」など多くもつとも目立つが、文末はやや単調である。その中で「カ」は下に「ノ」をとって続くことがある。「訖」が「ヲハンヌ・ヌ」などに使われ、「者」が「テヘリ」（ト言ヘリの意）と読まれる習慣がある。指示語としての「件くだん」も多い。

かような一つの文章の型を考えることができるが、その中にも文体差が認められる。権大納言藤原行成の『権記』と小野宮右大臣実資の『小右記』はほぼ同時代のもので、たまたま同年同日の類似の記事が両者に見える例をとると

廿二日庚辰 参南院、四宮御元服也、理髮藤相公公任、加冠左府、秉燭者扶義俊賢両頭弁、大臣四人有引出物、

亦摂政殿第二三四女君著裳（『権記』正暦四年二月）

廿二日庚辰 今夜冷泉院四親王加元服、摂政二三四娘着裳、南院云々、伊与守遠資来、遞披心事（『小右記』）

のように、前者に和習が強いことが一見して著しいところもある。事實は、こう都合のよい対照は少ないのであって、これが直ちに二人の文体差に帰せられるとは言わない。第一、こういう日記では事実を述べるのがほとんどで、主観的なことは記さないのが普通である。表現の自由さはおしころされて、文体というものもごく乾燥したものに解するとして、こういう事実も今後の手掛りにはなまると思ふまでである。中世になると格を破ることも甚しく、よほどのびのびした感じである。『東鑑』あたりからは一つの時期を劃すると言われるのも意義があるだろう。あたかもそのころの消息文では、「侍り」が「候」にとって代られるのである。『明衡往来』には両方見えているが、その後二百年位の間にできたといわれる『東山往来』『貴嶺問答』などの間に「候」ばかりになった。

4 漢文訓読体

さきに、正統の漢文体について述べたとき、それが訓読される可能性を条件とした。しかし、奈良時代までの漢文の読み方については確実な資料はない。『日本書紀』の古写本の訓が奈良朝からの伝誦の要素を含んでいそうだとか、『万葉集』にも交渉のある『遊仙窟』の訓が『新撰字鏡』とにらみあわせて古体を保つらしいとかいう可能性はあるが、日付のわかる点本の最古のものは正倉院聖語藏の『成実論』^{じようじつろん}天長五年（八二八）点である。そのころから古代末までの間に千をこえる仏書と、ずっと少ない經史子集にわたる漢籍とが知られている。今われわれが漢文の読み方として教えられているものは、江戸時代も後半の儒者後藤芝山・佐藤一斎の流によっているのであって、それは独自の一つの文体である。それより前まではこれほど直訳的ではなくてさかのぼれば古代において意訳的な面があったのにながる。意訳といっても、原文に加点してゆくのだから、それに即しつつ、日本語になるようにする。「之・於・而以」などを必ずしも読まないかと思えば、一方では原文にない字を補って読み、「シカレドモ」などの接続の語までいれることがある。同一の字が一通りに読まれるとは限らない。かような用意は今日と違うけれども、結局、もとの漢文に即してゆくのだから意訳の限界がある。そこで訳されたものを読み下せば、やはり一種の文体ができる。

ヤツガリタマサカニ勝境ニ遊ビ、旅ニミヤビカナル所ニトドマレリ。忽ニ神仙ニアフ。迷ヒ乱ルルニタヘズ。

……カツテアラ炭ヲ飲マムト思ハネドモ腹ノ熱イコトヤクガ如シ。ツルギヲ吞マムト思ハネドモ腸ノウグルコト割クニ似タリ。アデキナキ有明ノ月ノミゾ故々トネタマシガホニ窓ニ臨メリ。（『遊仙窟』陽明文庫本）

中世の加点であるけれども、意訳の多い部分をもつ例をあげてみた。文の長さや対句などは、そのままここにあらわれるから、それだけでも漢文の句法が国文としてある感じを生むのであろう。「故々トネタマシ」ふうの特別な訳し方は文選説^{もんぜんせつ}といって、『文選』をはじめ文学系のものにあらわれる。もとの漢語を一度音読して、もう一度訓読するの

であって、この例のような副詞系のものは「ト」で結ばれ、「光儀ノヨソホヒ」のような名詞は「ノ」で結ばれるという二つの型がある。順序は逆だが、朝鮮でも古くこういうことがあったことが知られている。

さて、こういう点本が九世紀からあるが、それに使われる用語は女流文学作品に見られるものとはほど違ってきて、かえって奈良時代の要素をもふくんでいる。右の例では「カツテ」ぐらいだが、「アニ・ケダシ・スデニ」などの副詞、「曰ク・願ハクハ」に見られる「ク」、「アルイハ」に見られる助詞「イ」、「ナカリセバ」の「セ」の仮定用法などと拾ってゆけば一部の書になる（山田孝雄『漢文の訓読によりて伝へられたる語法』昭和二十八年宝文館）。さらに、われわれが漢文の訓読文という感じをつくるものになる事実として助動詞の用法にも注意を要する。可能をあらわすに「ル・ラル」は用いず「ベシ」か「得」、不可能には「不能」が加わる。使役には「ス・サス」を用いず「シム」ばかりが使われる。比況には「如シ」ばかりで「ヤウナリ」はなく、願望は「マホシ・タシ」などの助動詞を用いず、「願・請」などの動詞を、時に「願ハクハ」のような形で使う。かような操作を重ねてゆけば、この文体はかなりの輪廓が出るはずである。これは前述の記録体乙と近いが、それは少し特殊な言いまわしをもっているから、もちろん重ならない。

しかしながら、古代における漢文の訓読は原文に直接白粉や朱墨で訓を加えてゆくもので、それを読み解いた時に一種の文体になるといふにとどまる。僧侶や漢学者の世界での学的行為として閉ざされたものである上に、まだそれで書くという行為がおこらない段階では、文体以前といった方がよからう。関係者が書く場合に、かような発想法や言いまわしが、一つの文体をなすに至る要素として考えられるということなのであり、後述の、和漢混淆文における漢の要素の主位に立つ意味で述べてきたのである。ところでそのある面は、もっと開かれた性質をもってくる。『白氏文集』のような詩の訓読は一つの訓読体ができ上り、宮廷において朗誦される。平安中期には訓読体も相当一般化したらしく、『枕草子』には『法華經』の文句が談話の中にはさまれたりもするし、『和漢朗詠集』のような編著まで

あらわれる。こうして訓読体はだんだんひろがる。

降って中世になると、それぞれ儒者の家々で特定の読み方が固定する。漢籍の講義を筆録した抄物の中には、京では、鎌倉ではと読みくせの違いを注意することも見える。平安初期と比べれば国語はよほど変っている。多少は新しい要素も交え、一方には古い伝統的なものをも保ち、それらがまじって独特の文体となる。室町時代のものと推定される『論語』の書き下しの例をあげよう。

かねんしぬ。もんしんあつくはうむらまくほつす。しのゝたふまく、ふかなり。もんしんあつくほうむる。しのゝたふまく、くわいわれをみる事をちゝのことくす。我みる事をこのことくする事をゑす。われにはあらす、かのしさつしならん。(川瀬一馬翻刻『仮名書論語』はうむら、ほうむる―刻本のまま)

これは先進篇の一節で、原文は

顔淵死。門人欲厚葬之。子曰、不可。門人厚葬之。子曰、回也視予猶父也。予不得視猶子也。非我也、夫二三子也。

であるから、読者の対照にゆだねて説明は省く。かような書き下し、いわゆる延書本は中世に作られたらしく、元亨(十四世紀初)の奥書ある『法華經』などもある。

三 和 文

わが国に散文が生まれたのは平安時代になってからのことである。その初期は漢学の殊に栄えた時期であったが、十世紀になると漢詩集に代って和歌の勅撰が行われた。すでにできていた草仮名をもって和歌を書くことは、和歌の表記だけは前代からも特殊な伝統――万葉仮名をもつからまだ抵抗が少ないが、その序文は上表文の形をとるものな